

私論「学校内社会教育」

宮 本 一

(国立中央青年の家)

1 主題提示の理由

ここ数年、少年自然の家と青年の家の勤務から、学校の青少年教育施設利用の第一線でその実情を観察する機会を得た。青年の家の利用者層のうち、学生生徒の割合は、昭和44年度の33.4%が昭和56年度の72.4%にまで変化している。

生涯教育推進の一環として学校教育と社会教育の連携が叫ばれるようになって、少なくとも10年以上にはなる。しかし、連携しようとする両主体がお互いに自分の領域を鎧冑（よういかぶと）で身を固めるようにして、おずおずと手をさしのべて握手をしているといった感じの域を脱却しきれないでいる。たとえば、学校開放講座や校庭開放事業も補助金を含む行政の推進力が弱まるとたちまち消極的になる。学校が青少年教育施設を活用して（社会教育の協力を得て）集団宿泊を実施しようとする場合でも、既設の社会教育施設の提供できる条件が学校には不適當であることを理由に、機会があれば学校専用施設を別に建設してでもといった学校中心の考えが根強く存在する。

“提携”とか“連携”という語感からすると、あるものが他のものに近づいて手を結ぶというイメージ——円と円でいえば外接円の形——が強いが、私は「円と円が接する」という数学のイメージが、“外接”ばかりでなく“内接”というものがあることを想起してみたいと考えるのである。つまり、連携の一つの形として“内包”なり“内接”という概念をもち出したいのである。

かつて十数年前、私がはじめて教員から青年の家の職員になったとき、社会教育とは「学校後教育と学校外教育とをひつくるめた概念と考えなさい」と教えられたことを思い出す。教育課程審議会の答申（51年12月）にはじまり、学習指導要領の改訂の中で、社会教育との連携を考えることが明記され、今また自然教室推進事業が発足する中で、学校の青少年教育施設利用はますます増加するとみられる。学校がある種の

教育目標の達成を期待して青少年教育施設を利用する以上、社会教育施設側もしっかりした社会教育の理念をもち、いたずらに学校に迎合して貸し施設に墮すべきではないと考える。

私は学校教育という大きな円の中に社会教育といってもよいような要素が多分に含まれることを、特に訴えたい。これが、“学校内社会教育”という珍妙な主題を提示する理由である。

2 学習指導要領の中に社会教育が存在する

(一) 社会教育は学校教育外だけではない

学校教育法施行規則により、高校までの教育課程については学習指導要領によるものとされる。学校は地域や学校の実態及び児童の心身の発達段階と特性、生徒の能力・適性・進路等を十分考慮して、適切な教育課程を編成することになっている。

社会教育法によれば、社会教育とは「学校の教育課程として行われる教育活動を除き」ということになっているので、学校で行われる教科、道徳（義務教育のみ）、特別活動はすべて社会教育には含まれない。

しかし、昭和46年の社会教育審議会答申によれば、国民の生活のあらゆる機会と場所において行われる各種の学習を教育的に高める活動を総称するものとして社会教育をとらえるべきだとしている。この考え方によれば、青少年が登校中も除く理由はないから、学校内での諸活動の中にも社会教育は存在権を主張できることになる。

キャンプ活動を公民館や子ども会が実施するのは社会教育で、学校が行うのは学校教育であると考えるのでなく、キャンプ活動そのものが社会教育の一部であり、主催者に関係しないと考えるべきではないか。そういう目でみれば、学校の教育課程の中の特別活動に属する諸活動を、学校以外の者が主催者になって行うときには立派に社会教育として通用するものが多くあるといわねばならない。

道徳教育というジャンルは学校教育、社会教育、家庭教育といった3区分とは別のもので、人間尊重の精神、個性豊かな文化の創造等に資する基盤として道徳性を養うことにある。従って、道徳が教育課程の3本柱の一つであるとはいっても、道徳教育は学校教育だけのものではないといえる。つまり、三者の重なり合う部分に内包される——つまり、学校教育に内包される社会教育の中に位置づくものともいえよう。

(二) 特別活動の位置付け

指導要領解説によれば、特別活動とは人間形成上重要な教育活動であり、各教科・

科目以外の種々の価値の高い教育活動を総合し、教育課程を調和のとれたものに編成するために度外視して考えるわけにいかないとされている。生徒の学校や学級（ホームルーム）の生活における具体的な展開に即し、教師と児童生徒、あるいは児童生徒相互間の好ましい人間関係を通しての教育によって、ひとりひとりの児童生徒の知・徳・体の調和を図り、心身ともに健康な国民の育成を目指すために置かれている。

（三） ゆとりの時間の活用

この特別活動のために、在校時間を据え置きながら、各教科（・科目）の標準時数を削減し（小中高）または、卒業までの単位数を軽減し（高）て生じた時間を充てるように示されている。

このゆとりの時間は、学校の創意を生かした教育活動として実施するようになっており、主として、特別活動のいずれかの内容を取りあげるようになっている。たとえば、①体力増進のための活動、②地域の自然や文化に親しむ体験的な活動、③教育相談に関する活動、④集団行動の訓練的な活動（以上中学校）、⑤勤労にかかわる体験的な学習（高のみ）が例示されている。

3 生徒指導の見地からみた「特別活動の目標」の教育的意義と社会教育との共通性

（一） 特別活動の目標

高等学校学習指導要領による特別活動の目標を、生徒指導の見地から別の言葉で表現すると次の3項目となる。

- ① 自分たちの集団を自分たちの力によって円滑に規律正しく運営することを学ぶ。
- ② 集団生活の中で、それを構成する個々の成員の、それぞれの特色や個性が生かされ、人格が尊重されるような生き方を学ぶ。
- ③ 集団としての連帯意識を高め、集団の一員として、ひいては社会人としてのふさわしい態度や行動を学ぶ。

（二） 特別活動に包括されるもの

特別活動は上記のように生徒の集団活動を土台にしているので、生徒指導の4つの方法・原理のうちの集団指導の場に関連が深い。特別活動に含まれる学級指導（小中）、学級会活動（小中）、ホームルーム（高）も、生徒会（児童会）活動、クラブ活動、学校行事のいずれも集団活動ではあるが、それぞれの性格や組織などは異な

っている。しかし、特別活動として総括すれば、生徒に様々な形態の集団生活を経験させることによって、それぞれの生徒の人格の発達を助けようとするものである。

ここでは、特に生徒指導の見地から特別活動の目標についてその教育的意義を抜粋し、これが社会教育の現場における各種の教育活動とどのような共通項をもっているかを指摘しておきたい。

(三) 学級会活動・ホームルームの社会教育的性格

学級会活動やホームルームは、教科の学習のための集団編成とは異なった原則によって構成されている。それは教科の指導の際に表れがちな能力差などにとらわれることが少なく、一つの集団の中で、平等に相互の人格を尊重しながらも、個性や適性を自由に発揮できる「家庭」のように自然な、親しい人間の集まりという特色を、学校教育の場に生かそうとするものである。

次の二つの文章を比較してみよう。

A「学級会活動は、学級の全生徒によって組織するもので、学級という集団生活を営んでいく際に生ずる問題の解決を図る活動、学級内の様々な仕事を分担し処理するための活動、学級生活の向上のために協力し合っていく自発的、自治的な活動を行うのである。この基底には、教師と生徒、生徒相互の人間関係を改善し、相互の理解に満ちた、親しい、なごやかなものにするという生徒指導の基本的な意義が流れている。」

B「青年団体やグループ・サークル活動は、地域、又はその趣旨に賛同する全青年によって組織するもので、団体活動という集団生活を営んでいく際に生ずる問題の解決を図る活動、団体を維持するための様々な仕事を分担し処理するための活動、団体の目的達成のために協力し合っていく自発的、自治的な活動を行うのである。この基底には、リーダーとメンバー、メンバー相互の人間関係を改善し、相互の理解に満ちた、親しい、なごやかなものにするという団体活動の基本的な意義が流れている。」

明らかにBはAのパロディである。しかしその内容は事実と反するであろうか。

Aに続く文中で述べられた教師（主として学級担任）の役割は、あくまで「必要な指導や援助を与える立場」と明示されている。もちろん学校教育の一環であるので、学級担任にはその他多くの役割があることは当然である。しかし、この学級会活動はあくまで生徒達自身の実際の活動であって、教師の「必要な指導や援助を与える」という立場を表現する部分は、我々に「社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える。但し～」という文章を想起させる。すなわち、社会教育法第九条の三（社

会教育主事及び社会教育主事補の職務)の部分である。

以上のことは、学級会活動の性格としての社会教育的な側面、学級担任の社会教育主事的な性格を示すものといえまいか。私個人の考えでは、担任教師とはさらに第九条の三後段「但し、命令及び監督をしてはならない。」の精神を合わせもつべきであると考ええる。

(四) 生徒会活動の社会教育的性格

生徒会活動は全校の生徒をもって構成し、全校を一つの集団として、その集団生活に関する問題の解決や生徒としての立場からの学校の運営への参加、協力をすることを目標にしているのであるが、実際には、すべての生徒が同一の様式で参加するよりも、それぞれの能力や資質を生かして参加することが多い。

生徒会活動はまさに一地方自治体のエリアに所属する住民としての自治活動の縮図といえよう。選挙を通じての役員の選出、学級代表からなる生徒評議会などは、形式上まさに市町村長の選出、市町村議会のミニチュアである。

地方自治体レベルの明るい選挙推進活動が社会教育の一領域であることを否定する人はあるまい。とするならば、生徒会活動は内容こそ生徒の日常生活にかかわる問題を扱うにせよ、その性格は生徒としての学校社会における社会教育活動の典型的場面であろう。

「生徒は将来の良き社会人として育成されるべきであるとともに、現在も良き社会人でなければならない。その経験を積む場の一つが生徒会活動である。」この文章は私に、「国民の生活のあらゆる機会と場所において行われる各種の学習を教育的に高める活動を総称するものとして広くとらえ」た場合の社会教育の新しい定義を思いおこさせてくれる。

(五) クラブ活動の社会教育的性格

クラブ活動は学年や学級などの所属を離れて、共通の興味や関心をもった、いわば同好の生徒によって組織し、活動を展開していくものである。したがって、生徒の活動の中で最も個性的な活動が多く見られるとともに、それらが自然に発揮される場でもある。

また、クラブ活動は学校生活の中での唯一の異年齢集団であり、リーダーシップやフォロアシップを学ぶ格好の場であり、かつまた、民主的、友好的人間関係を育てる場である。

人間関係の志向が次第に仲間集団での友人関係に移っていく少年期に対する社会教育独自の役割は、広く年齢の異なる友人と交わり、集団活動を通じて社会性を育てる

ことである。青年期に対する社会教育独自の役割は、自ら志向する活動を積極的な展開を通じて、態度や行動の主体性確立を助長し、自己の責任と役割を自覚するなどの社会的経験を得させることにある。

学校外の青少年団体への加入率が極めて低く、団体活動の大部分が学校のクラブ活動やいわゆる部活動への参加である現状からすれば、少年が家庭や学校環境の制約から離れて、自ら考え決定し、実行するという、いわば自己の力を試すことを通じてその自発性を育てる活動を体験することや、青年が学校外の各種の集団活動に参加することによって、自己の役割と責任を自覚するなどの社会的体験を得させることは、実現の可能性が極めて低いといわざるをえない。

こうした現状認識からすれば、クラブ活動や部活動はまさに学校内社会教育の一つの場であるという認識が必要ではなからうか。

さらに眼を社会全体に広げれば、社会教育を所管する教育行政機関の年中行事の一つに市民文化祭などがある。今日の都会化した地域では、地域青年団や地域婦人会に代って、青年のグループ・サークルや婦人高齢者等によるクラブ活動が盛んであり、文化祭の展示会やホールでの公開公演はほとんどこうした団体に占められる実情にある。

こうした市民社会の社会教育活動の大きな部分を形成するための準備としても、クラブ活動やその発表の場である学校行事の中の学芸的行事などを、学校内社会教育の一部と見る視点が要請されることになる。

4 特別活動の基本原理とその社会教育性

学習指導要領解説によると、特別活動の基本原理として、小学校では次の3つが挙げられている。

- ① 集団活動の指導（望ましい集団への形成の指導）
- ② 自主的な活動の指導
- ③ 実践活動の指導

また、中学高校では次の4つが挙げられている。

- ① 集団に対する所属感や連帯感を育てること
- ② 自主性を育てること
- ③ 集団生活における問題解決の方法を学ばせること
- ④ 自己理解を深めさせ、個性を伸長させること

ここでは、この基本原理について、それによる指導上の配慮として示されている部分をとりあげ、これらが社会教育の現場の指導上の配慮と、共通する部分がいかに多

いかについて述べてみたい。

(一) 集団活動に関する指導上の配慮

この項には次の6項目が含まれる。

- ① 集団そのものが明るく楽しい雰囲気であること
- ② 集団としての目標が各生徒の基本的要求の充足にかかわっていること
- ③ 生徒各自がこのことを理解し、その達成に努力すること
- ④ 生徒相互に敬愛し合い、信頼し合うこと
- ⑤ 成員各自が集団の中で安定感をもっていること
- ⑥ 生徒と教師との間にも、信頼と親愛とで結ばれた望ましい人間関係が確立されていること

また、指導上の留意事項として「所属感や連帯感を育てることに急ぐあまり、集団利己主義に陥ることのないようにすること」と指摘されている。

この6項目の表現を、「生徒」を「学級生」、「教師」を「学級講師」と置きかえれば、そっくりそのまま青年学級の指導原理や指導上の留意事項といってもさしつかえあるまい。あるいは、⑤のように「生徒」をすべて「成員」とし、「教師」を「指導者」に置きかえると、社会教育というあらゆる学級・講座や教室及び各種の学習集団における指導原理に通ずるものであろう。

(二) 自主的な活動、自主性を育てるための指導

小学校段階の自主的な活動の指導における指導上の配慮は次の4項目である。

- ① 少々失敗やその予想があっても、直ちに干渉したり援助したりすることを控えること
- ② 温かく見守ってやること
- ③ 児童の自主的な活動を重んじること
- ④ なすことによって学ばせること

この4項目の表現中、「児童」を「子ども」に変えれば、そっくり子ども会育成指導者の態度を述べたものとしても通用する。

中学校における自主性を育てるための指導上の配慮は次の4項目となっている。

- ① 生徒の行動の選択の自由はできるだけ尊重する。
- ② 自由放任にならないこと
- ③ 放縦に流れることは自主性育成の妨げであること
- ④ 自主性の育成には、教師の指導が必要であることを生徒に理解させること

この4項目の表現中、「生徒」を「青年」に、「教師」を「指導者」に置きかえれ

ば、これは青年団体指導者や社会教育指導員の指導のあり方を述べたものとしてもさしつかえはあるまい。

なお、生徒指導の手引きには、自発性、自律性、自主性について次のように述べられている。(要約)

自発性は、心理学的には衝動性と同義語であり、価値的に中性的である場合か正の価値を含むものである場合に限って用いられることが多い。自律性とは、負の価値をもつ自発性を自己規制していく力である。自主性とは、他に依存することなく、自己の正しい自由意志によって決断し、行動することを意味する。多くの点で相互依存を自発的に求めながら、重要な自己の権利や義務に関しては、自分の判断に基づいて決断し、進んで自己を表現し、自己の権利を主張するとともに、自己の義務を積極的に実行していくことが現代の社会における自主性である。

これと同じ意味のことが、青少年問題審議会の意見具申「青少年と社会参加」の第二章で次のように述べられている。

「よい市民は、つねに個人の主体性と社会人としての相互依存性との調和の中で生きなければならない」

また、社会教育審議会の答申「青少年の徳性と社会教育」でも、発達課題を中心とした青少年の人間形成で同趣旨のことがふれられている。

こうしたところに、在学青少年に対して、社会教育的なアプローチがどうしても必要な教育の一部であることがうかがえる。

(三) 実践活動の指導

実践活動の指導上の配慮では、児童の実践を可能にする適切な場と条件を用意することや、興味や関心を重んじ、これを啓発しながら、人間形成上重要な実践活動を取りあげることになっている。

青少年教育施設の中の生活は、まず朝定刻の起床、洗顔、寝具整理、定刻につどいの広場に集合、割り振られた場所の清掃、食事のセルフサービスに始まり、研修等での5分前行動、公衆衛生を守る入浴、就寝準備、消灯に到るまで、すべてこれ実践そのものである。

道徳の時間等で学んだことを直接実践に移すという点では、集団宿泊体験は学校教育の中の社会教育活動の第一に挙げられよう。

(四) 集団生活における問題解決の方法を学ばせる指導

このことについて、中高校では次の3点が示される。

- ① きまりの必要性を十分考えさせる
- ② きまりの改善について考えさせる
- ③ 既定のきまりを自ら進んで守る

さらに、留意事項として、形成的なきまりの設定やこれに表面的に従わせるだけの指導では不十分であることが付け加えられる。

青少年の家等の生活で、定められた生活時間を守ることや、来たときよりも美しくの整理整頓に代表される生活指導の理念は、上の①について現実的に考える機会を与え、利用経験の深化に伴って③が自然に実行されるようになる。青年の家の現状と課題（第3集）では次のように述べている。

青年の家の生活指導は、ただ規律や規則を守らせるだけでなく、なぜ「きまり」が必要なのかという、一人一人が納得するようなものでなくてはならない。具体的には

- ① 生活規律に即した生活
- ② 役割分担のもとに相互に協力し合い、責任をもって行う共同生活
- ③ プログラムにもとづいた研修
- ④ 体験を通しての研修
- ⑤ 人とのふれ合い、自然との接触

高校生の新入生オリエンテーション研修等は、研修プログラムもさることながら、もっと生活指導にウエイトをかけるならば、生徒指導のうえで、非常に役立つ効果を生むものと考えられる。

(四) 自己理解を深めさせ個性を伸長させるための指導原理における指導上の配慮

このことについては、次の7点が挙げられている。

- ① 個々の生徒にいろいろな役割を受け持たせる
- ② 役割を責任をもって遂行させる
- ③ 潜在する個性をさまざまな形で発揮させる機会を提供する
- ④ 資料や情報の活用能力を育成する
- ⑤ 正しい自己理解に基づく適切な自己指導能力を育成する
- ⑥ 家庭生活、社会生活、学校生活及び将来の職業生活とのかかわりをもたせる

⑦ 各生徒に自己の様々な特質を正しく理解させ、それらを総合的に伸長させる
同様のことは「青少年と社会参加」の第三章でも具体的に指摘されているところ
である。

また、上記の各項目は、青少年教育施設における集団宿泊研修を計画的に、バラン
スよく実施することによって達成されたり、きっかけを把ませたりすることので
きる。特に、生徒ばかりが滞在する状態よりは、成人、勤労青年、企業などバラエティ
に富んだ人たちの団体が一同に会するような場合、達成度に著しい面がある。

5 道徳の時間の具体的展開の社会教育性

(一) 道徳の時間の目標

人は人間社会に生きることによって人格を陶冶し、人間らしい人間となることがで
きる。人と人との関係の中で、一人一人がよりよく生きようとする生き方そのもの
が、もともと道徳と呼ばれるものであった。この意味から道徳は生きる指針としての
理念であると同時に、具体的な行動の面を併せもつものといえる。この生き方を育て
ていくことが、道徳教育において目指している道徳性の育成である。これが学校にお
ける道徳教育の目標として明示されている。

昭和49年の社会教育審議会の建議「在学青少年に対する社会教育の在り方につい
て」の中で、連携の意義として、学校で学んだ原理的な事柄を社会教育の場で実践
し、また社会教育で体験した実践的な事柄を学校教育を通じて更に体系的に深めるよ
うなことであると述べているが、学校外教育としてのみ社会教育をとらえているかぎ
り、この連携は不充分にならざるをえない。

(二) 道徳教育のための家庭・学校・社会の連携協力

発達の著しい青少年期の道徳性の発達には、学校のみならず家庭や社会の影響が大
きい。

青少年の道徳性の発達の基礎はまず家庭にある。生まれたときからの親子の関係に
おいて信頼感や人間愛が育くまれ、それが青少年の人格形成の重要な基盤となる。親
の生き方はいつの間にか子供の生き方に反映するものである。

学校におけるあらゆる教育活動は、青少年の道徳性の発達にかかわるものである
が、とりわけ、学級における教師と生徒及び生徒相互の人間関係が重要な意味をもっ
ている。この意味で学級会活動や学級指導（高校ではホームルーム）の在り方は道徳
教育の基盤である。

地域社会の環境も青少年の道德性の発達に大きな影響をもつ。その一つは、そこにおける仲間関係のもつ影響力であり、他の一つは、マスコミを含む大量に提供される情報の影響力である。学校と家庭の役割は、青少年にこれら好ましくない影響力に負けない力を育てることであり、同時に、地域ぐるみで周囲の環境を改善するように努め、青少年の健全育成のための活動を推進するように努めることである。

青少年の道德性の発達のためには、こうして家庭教育やPTAなどを母体とする健全育成活動などとの提携が大切になる。こうした観点から、PTAを学校後援団体化したり、保護者会、育成会的な視野でとらえるばかりでなく、学校内社会教育の具体的な展開場面ととらえる視点が求められる。

(三) 道德的实践と集団宿泊

特別活動の目標や内容には、道德の時間の目標・内容と共通しているものがある。道德の時間の目標の一部である道德的实践力の育成は、学校の中だけではなく、広く家庭や地域社会の連携の上に達成される。

道德の時間が、道德的に望ましい行動ができるようになるための内面的な資質の育成を目指し、具体的な実践の多くが家庭や地域社会において発揮されるとするならば、学校の指導力の手の届く範囲での具体的実践場面をどこに求めればよいのであろうか。

私は、これこそ集団宿泊生活においてのみ実現可能であると考えたものである。修学旅行という考え方もあるが、ぜひ、それに先立つものとして集団宿泊生活の体験をすべきである。そこには、寝食を共にする共同生活があり、規律正しい人間生活の基本的な生活習慣の確立をめざす実践があり、プログラムとしては、身体的活動、仲間との集団活動、文化的、生産的活動すら組みこむことができる。また時には、自発性に基づく多面的な活動をすることも可能である。特に、道德の時間の内容の16項目(中)のうち、2, 3, 6, 9, 10, 11, 13などの具体的場面がそこにあるといえよう。

6 道德の時間の評価にみる社会教育性

教育における評価は、生徒にとって自分の成長を振り返り、確認する契機となるものであり、教師にとっては指導計画や指導方法の改善に役立つものであることは、すべての教師にとって自明の理である。

中学校学習指導要領第三章道德の第3の6(小学校は第3の5)に、「生徒の道德性については、常にその実態を把握するように努める必要がある。しかし、各教科における評定と同様の評定を、道德の時間に関して行うことは適切でない。」と特に示

していることは、各教科や特別活動のそれには見られないところである。

多くの場合、教師が評価を口にするとき、被評価対象は児童生徒であり、さらにその学力だけに限定されることが多い。つまり、「評価をする」とは「評定する（成績をつける）」ことの別の表現に過ぎないことが多い。指導方法の改善のために資料を得る場合でも生徒の得点を素材に使用することが多くある。問題は素材として点数を採集できない場合の評価、たとえば、態度変容の評価など客観性を保つのに苦労するところである。

道徳性の評価の方法と例示されているものに、観察法、面接法、質問紙法、検査法、文章完成法、作文（論文）による方法等が挙げられる。

指導計画の評価では、全教育活動を通じて行われる道徳教育の全体計画の評価と、道徳の時間の指導計画の評価とがある。

指導方法の評価では、指導過程に関する評価と指導にあたって用いた諸方法の妥当性の評価とがある。

以上の三つの評価は、いずれも素材として点数といった重宝なものがない。この点、各教科において、達成度の評価、指導計画の評価、指導方法の評価に点数を素材にするのと大きく異なるところである。

長い歴史をもつ学校教育においても、現代の評価は受身的評価から主体的評価へ、結果の評価から過程の評価へ、一時的評価から継続的评价へ、知識・記憶力の評価から思考力の評価へ、遅延的评价から即時的评价へ、他人評価から自己評価や相互評価へ、と力点が移動しつつある。少なくとも、研究段階ではこの方向は否定しえない。つまり、量的評価よりも質的评价が重視される傾向にある。しかし、現実には偏差値が過大にとり扱われ、それ以外の評価方法を採用したり、教科外の諸活動の評価はさほど真剣に議論されていないかのように見える。

社会教育評価という教育評価の領域がある。社会教育活動の基本は、目標の設定、実施、評価、そしてまた次の計画というようにスパイラルに変化（上昇または下降）するものである。しかし、その目標は、学校教育の各教科のように学習指導要領があって、第三者によって設定されるといった性質のものではない。それは学習に参加する人々の学習要求と地域社会やその他がもつ教育的要請の総合されたものとなる。過去の類似事業の評価結果や過去の参加者の個人的な学習評価を集約して、目標設定に役立てることになる。

一度立てられた目標も絶対不変ではない。途中の評価によって修正されることもありうる。このために、評価は学習や活動の終了時のみのものではなく、進行中にもたえず試みられ、それによって目標の軌道修正もありうる。つまり、社会教育評価とは、Plan, Do, See, Plan……のサイクル推進のエネルギーを提供するものとなる。

道徳の学習指導要領の第2の内容（小学校28項目・中学校16項目）には、各教科のような学年配当はない。いいかえれば、一つの内容は各学年でくり返し扱われる可能性が高い。その時々が発達段階に応じた扱いが当然としても、ここに、Plan, Do, See, Plan……, のサイクルが構成されることになる。教科学習での積木のような積み重ねと異なるところである。

道徳性の評価の方法として例示されたものは、いずれも長い歴史をもつ学校教育での研究成果から得られたものであるが、現実には、偏差値とかかわりの深い教科の評定で日常の評価活動として採用されているとはいいがたい。

指導計画の評価のうち、道徳教育の全体評価は、社会教育事業の評価と相通ずるところが多い。すなわち、年間計画、実施、まとめに関する評価があり、目標、方法、講師、経費、その他各要素ごとの評価がある。また、これらを総合した評価がある。

道徳の時間の指導計画の評価では、ねらい、学習組織、意志決定のプロセス、実施時期、所要時数、学習者の期待と指導者の期待、実際の展開、教材、学習方法の適否、評価方法などの評価がある。

指導方法の評価では、話し、討議、実技、見学、視聴覚的手法、集団宿泊など、討議でも全体討議、グループ討議及びその組み合わせなど、さまざまな視点からの評価とそれらを総合した評価とがある。

私はこうした道徳教育の評価の諸方法が社会教育の評価の諸方法ときわめて類似することに瞠目するのである。道徳教育を担当する教師はまさに「社会教育を行う者」に含まれると考えるのは間違いであろうか。

7 集団宿泊研修の企画・実施への社会教育的手法の導入

(一) これまでの集団宿泊研修の一般的傾向

- ア 学年単位（単一学年全員）の利用であること
- イ いわゆる一斉授業方式で、同一時間帯に全員が同じ活動をしていること
- ウ 教員の担当が研修プログラムの何か一つの担当となっていること（教科担当制に類似）
- エ 全体計画に無関心な教員がいること。極端な場合、これを旅行業者に委託している無責任な学校もあること
- オ 4～6月を希望する学校が多すぎること

(二) 社会教育的発想や手法の導入

4～6月の利用または高校に多い新入生オリエンテーション研修の必要性は認めるが、この発想は学校教育発想そのものである。これを社会教育施設で行わねばならない理由は少ない。新規利用団体の中には、生活時間の設定されていることに納得しない教員すらいるのである。

社会教育的発想の導入の例としては、次のような場合が考えられる。

- ア さほど大規模でない学校の複学年利用、つまり、小学校では4年～6年の同時利用、中学校では全校生徒の同時利用などによる異年齢集団活動の展開
- イ 複学年で入所し、上級学年が新入学年に対するオリエンテーション研修を自主的に企画し、実施するもの
- ウ 全体として学年で入所するが、内では、学級単位や同好会（部・クラブ等）単位の活動、大きくても2～3学級程度の合併を単位として展開する活動を組み合わせた平行同時実施のプログラムを有するもの
- エ 企画・立案・実施・評価まで、生徒の実行委員会を中心組織とし、これに学級会活動や学級指導（高校ではホームルーム）の全面的協力を取りつけ、教員の適切な指導のもと援助のもとに、生徒自身の自主的活動によって運営するもの
- オ Plan の過程に「集団意志決定」の方法を学ぼうとする意図の強いもの
- カ 情報伝達の組織化を学ぼうとするもの
- キ 評価の方法に特色あるもの。特に社会教育評価の導入を図ろうとするもの
- ク 自然教室の本旨に忠実な利用
- ケ 個人を生かす。個人学習を通じ、自己同一性の確立をめざすプログラムを用意しているもの

(三) 「自然教室」推進事業にみる事業の趣旨

自然教室は、文部省が昭和59年度からの新規の補助事業として開始したもので、義務教育学校の児童生徒を豊かな自然環境に移動させ、一定期間、規律ある集団宿泊生活を通じて学校教育活動を行う事業である。従来の集団宿泊との相違は、学校の年間教育計画に位置付けて教科などの授業を含むものとされることである。期間も原則として5泊6日程度とするということは、現状の2泊3日の通例からすると画期的な事業といわざるをえない。

自然教室のねらいを抜粋すると次のとおりである。

- ア 規律ある集団生活を通じ、人間的な触れ合いを深め、信頼関係を確立する
- (イ) 教師と子どもたちとの人間的な触れ合いを深める

- (イ) 子どもどうしの友情を深める
 - (ウ) 基本的生活習慣を身につけさせる
 - (エ) 自律的に生活する態度を身につけ、自律心を育てる
- イ 自然との触れ合いや地域社会への理解を通じ、通常の学校生活では得がたい体験を与える
- (フ) 自然との触れ合いを深める
 - (イ) 地域社会の生活や文化に対する理解を深めさせる
 - (ウ) 勤労の尊さを体験させる
 - (エ) たくましい心と体を育てる
- ウ 自然の中で野外活動等を通じ、健康の増進を図る

これを見ると、これまで長年にわたり、社会教育の第一線としての青少年教育施設が、集団宿泊研修の教育効果として盛に力説してきたことがすべて盛り込まれている。と同時に、いずれも、道德の時間の指導内容や特別活動のねらいの中にみえてきたものばかりであることに気付くのである。

8 おわりに

昭和46年の中央教育審議会や社会教育審議会の答申から13年、世の中の流れは大きく変わろうとしている。昭和49年の「在学青少年に対する社会教育の在り方について」の建議において、青少年の人間形成に対する家庭教育学校教育、社会教育相互の補完的役割を明らかにしながら、三者の連携について提言してきていた。これが、社会教育側からの呼びかけであるとする、現行学習指導要領の改訂作業のきっかけであった教育課程審議会の答申は、教育課程の基準のねらいを達成するために三者の連携の必要性を学校教育行政の側から明らかにしたものであった。この具体的施策が「自然教室」である。加えて、教育職員養成審議会の答申においても、青少年教育施設における活動を教育実習の単位の一部として認めることが示唆されており、今後ますます学校の青少年教育施設の組織的な利用が増大するものとみられる。

このような重要な時期にあたり、既に学校の先生である方々に社会教育とは無縁の存在でないことを承知していただくとともに、青少年教育施設の職員としては社会教育施設としての機能と役割について確固たる理解をもち、単なる貸し施設に墮することなく、生涯教育の実現に一臂の力を添えているという信念を持ち続けてほしいと念願するものである。

〔参考資料〕

- 1 小学校指導書 特別活動編 道德編
- 2 中学校指導書 特別活動編 道德編
- 3 高等学校学習指導要領解説 特別活動編
- 4 生徒指導の手引き〔改訂版〕
- 5 「青少年と社会参加」(青少審意見具申)
- 6 「在学青少年に対する社会教育の在り方について」(社教審建議)
- 7 「青少年の徳性と社会教育」(同上答申)
- 8 集団宿泊指導の新しい展開(国立オリンピック記念青少年総合センター編)
- 9 青少年の家の現状と課題(第3集)(全国青年の家協議会編)
- 10 『社会教育実践の方法・技術』(日高幸男編)(全日本社会教育連合会刊)「社会教育における評価」 伊藤俊夫